

令和 年 月 日 ( )  
 笹目小学校及び美女木小学校学童保育室運営業務 第2回業者選定委員会 ヒアリング評価シート

評価対象事業者：		評価者				
項目	No.	評価項目	評価基準	配点	採点	提出書類
ア	1	小学校の授業がある日において、学童保育室の開室中に常時配置(※1)する従事者の人数	当該学童保育室開室時間中に常時5名以上の従事者を配置できる。 当該学童保育室開室時間中に常時4名の従事者を配置できる。 当該学童保育室開室時間中に常時3名の従事者を配置できる。	10 7 5		配置従事者一覧
	2	小学校の長期休み(※2)期間において、学童保育室の開室中に常時配置(※1)する従事者の人数	当該学童保育室開室時間中に常時4名以上の従事者を配置できる。 当該学童保育室開室時間中に常時3名の従事者を配置できる。 当該学童保育室開室時間中に常時2名の従事者を配置できる。	10 7 5		配置従事者一覧
	3	学童保育室の開室中に常時配置する資格保有者(※3)の人数	当該学童保育室開室時間中に常時4名以上の資格保有者を配置できる。 当該学童保育室開室時間中に常時3名の資格保有者を配置できる。 当該学童保育室開室時間中に常時2名の資格保有者を配置できる。 当該学童保育室開室時間中に常時1名の資格保有者を配置する。	3 2 1 0		・資格証の写 ・実務経験証明書(3)(9)(10)に該当する場合) ・資格保有者一覧
	4	従事者の同種、類似事業の実績	過去5年間に戸田市内で発注契約及び補助事業において同種、類似の事業に従事した実績があるものを2名以上配置できる。 実績がない。	2 0		実務経験証明書 雇用契約書
	5	保育計画の妥当性	保育計画における合理的な工夫。	0～5		提案書及びヒアリング
	6	人員管理・職員教育の適切性	保育の質の向上、適切な人材の確保、職員教育のための工夫。	0～5		提案書及びヒアリング
	7	契約履行における安全管理の適切性	保育時の安全性を高めるための工夫。	0～5		提案書及びヒアリング
	8	契約履行における情報管理の適切性	情報管理の安全性を高めるための工夫	0～5		提案書及びヒアリング
	9	契約履行における事故等発生時の対策	事故又は問題等の防止策 事故又は問題等の発生時における対応体制及び対策における工夫	0～5		提案書及びヒアリング
	10	法人、従事者の専門技術力、対応能力	小学校・保護者等の関係各所との調整における工夫	0～5		提案書及びヒアリング
	11	法人、従事者の契約内容への理解度、取組姿勢	契約内容や提案内容、履行体制、取組姿勢を適切に説明できる。	0～5		提案書及びヒアリング
			<b>小計</b>			
イ	12		特別な配慮を必要とする児童・医療的ケア児童への対応における工夫。	0～20		提案書及びヒアリング
	13	想定される課題への対応の的確性	諸般の事情により校庭での外遊びが出来ない時の工夫	0～10		提案書及びヒアリング
	14		急な欠員が生じた際の業務継続のための工夫	0～10		提案書及びヒアリング
			<b>小計</b>			
ウ	15	提案における与条件を考慮した新進性、独創性、創意工夫	提案の内容と与条件に合った適切な新進性、独創性が見られ、創意工夫が行われている。	0～10		提案書及びヒアリング
	16	提案の技術的裏付けによる的確性、実現性	提案された内容に技術的な裏付けがあり、優れた工夫が見られ実現が確実である。	0～5		提案書及びヒアリング
	17	契約内容の向上性、目的物の安定性	契約内容の向上等に対する工夫。	0～5		提案書及びヒアリング
	18	施設利用時の日常的な維持管理の適切性	施設を利用する際の日常的な点検清掃等の維持管理に対する工夫。	0～5		提案書及びヒアリング
			<b>小計</b>			
エ	19	提案実現を実現するための計画、方法	提案内容を実現するための優れた工夫が見られる。	0～10		提案書及びヒアリング
オ	20	価格評価	【価格評価点の算出方法】 $30(\text{価格評価点満点}) - 100 \times \left( \frac{\text{参考見積価格} - \text{みなし価格}}{150, 324, 650(\text{支出限度額})} \right)$ ※価格評価点…小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下3位で位止めとします。価格評価点がマイナスとなる場合は0点として取り扱います。 ※みなし価格…対象契約に対して所要の経費を確保した適正な価格の最低基準として設定します。参考見積価格がみなし価格を下回る場合は、参考見積価格をみなし価格と同額として価格評価点を計算します。みなし価格は非公開とします。	0～30		
			<b>合計</b>			

採点基準	(参考) 公立学童での取組例
5点：公立学童以上の工夫 3点：公立学童と同等の工夫 1点：公立学童と同等未満の工夫 0点：工夫無し	●全体の年間指導計画を作成し指導を行う ●学童内で定期的にミーティングを行い情報共有を行う
5点：公立学童以上の工夫 3点：公立学童と同等の工夫 1点：公立学童と同等未満の工夫 0点：工夫無し	●全体会議、代表者会議をそれぞれ年4回程度実施し、情報共有、保育方針の統一を行う ●全体会議において外部から講師を招き研修を行う ●年に一度全職員と面談を行い問題点等の聞き取りを行う
5点：公立学童以上の工夫 3点：公立学童と同等の工夫 1点：公立学童と同等未満の工夫 0点：工夫無し	●入室児童数に応じて職員を通常より多く配置する ●エビベン保育児童が在籍している学童において、年に一度使用方法の講習を行う ●年に一度防災訓練・防犯訓練を実施する ●アレルギー児童ごとに対応表を作成し、おやつ提供の際に複数人で確認を行う
5点：公立学童以上の工夫 3点：公立学童と同等の工夫 1点：公立学童と同等未満の工夫 0点：工夫無し	●個人情報施錠できるロッカーで保管する(指導員のみ) ●FAXで書類を送る際は氏名等の個人情報を記入せず電話で報告する ●不要となった個人情報書類は現場で処分せず、児童青少年課へ返却し溶解処理する
5点：公立学童以上の工夫 3点：公立学童と同等の工夫 1点：公立学童と同等未満の工夫 0点：工夫無し	●入室時に保護者から児童に関する聞き取りを実施し、児童の特性を理解したうえで保育を行う ●危険な物が配置されていないか常に確認をしている ●危険箇所を発見時に応急対応を行い、児童青少年課へ報告する ●事故発生時に児童青少年課へ当日報告し、重大なものであれば現場判断で救急車を呼び、小学校・保護者と連携し対応を行う
5点：公立学童以上の工夫 3点：公立学童と同等の工夫 1点：公立学童と同等未満の工夫 0点：工夫無し	●年度初めに小学校の教員に顔見せのため挨拶に伺う ●問題がある児童について小学校担任等と情報共有を行う ●保護者からの虐待が疑われる児童(同じ服を何日も着ている、ご飯を食べていない、体に傷がある)を発見した場合、児童青少年課に報告し親子健やか室の支援に繋げる
5点：提案内容等を十分に説明ができる 3点：提案内容等を最低限説明できる 1点：提案内容等の説明が不足している 0点：説明無し	●保育マニュアルを作成し、保育内容を把握したうえで保育を行う ●指導員用のQ&Aを作成し、全施設で統一した運営を実施する
20点：公立学童以上の工夫 12点：公立学童と同等の工夫 6点：公立学童と同等未満の工夫 0点：工夫無し	●外部から巡回支援アドバイザーを招き、特別な配慮を必要とする児童に対する対応を学ぶ ●専門的な外部研修を受講する ●集団生活の中でも児童の特性に応じた対応を行う ●お迎えの際等に保護者と密に情報共有を行う
10点：公立学童以上の工夫 6点：公立学童と同等の工夫 3点：公立学童と同等未満の工夫 0点：工夫無し	●小学校の体育館を使用する(要交渉) ●保育室内で児童を楽しませられるゲーム大会等のイベントを実施する
10点：公立学童以上の工夫 6点：公立学童と同等の工夫 3点：公立学童と同等未満の工夫 0点：工夫無し	●他の職員がヘルプで保育業務を行う ●小学校内に複数の学童がある場合、合同保育を行う
10点：公立学童以上の工夫 6点：公立学童と同等の工夫 3点：公立学童と同等未満の工夫 0点：工夫無し	●保育室毎にお楽しみ会等を定期的実施する ●購入できるものの範囲で食育を考慮したおやつを提供を行う
5点：提案実現のための優れた工夫 3点：提案実現のための一般的な工夫 1点：提案実現のための工夫不足 0点：工夫無し	●体育教師の資格を持つ者がボール遊び等を楽しめるように指導を行う
5点：契約内容向上のための優れた工夫 3点：契約内容向上のための一般的な工夫 1点：契約内容向上のための工夫不足 0点：工夫無し	●コロナ禍等において複数学童間での人員のやりくり
5点：公立学童以上の工夫 3点：公立学童と同等の工夫 1点：公立学童と同等未満の工夫 0点：工夫無し	●開室時、閉室時に清掃を行う ●定期的に施設の点検を行い、修繕が必要な場合は計画的に修繕を実施する
10点：提案実現のための優れた工夫 6点：提案実現のための一般的な工夫 3点：提案実現のための工夫不足 0点：工夫無し	●公立保育園で勤務経験がある再任用職員による運営や保育に関するアドバイスを得る

※1 常時配置とは、学童保育室の開室時間中に、常に学童保育内で保育に従事する者を配置することをいう

※2 小学校の長期休みは、春休み、夏休み、冬休みとする

※3 放課後児童支援員等には以下の資格を有する者を含む

(1)保育士、(2)社会福祉士、(3)高卒等で2年以上児童福祉事業に従事したもの、(4)教育職員の免許状を保有、(5)大学で関係課程を学び卒業、(6)関係課程を学び大学院入学、(7)大学院で関係課程を学び卒業、(8)外国の大学で関係課程を学び卒業、(9)高卒等で放課後子供教室など類似事業に2年以上従事、(10)5年以上放課後児童健全育成事業に従事